

「学校エコ改修と環境教育事業」公募要領

1. 学校エコ改修と環境教育事業の特徴と目的

学校エコ改修と環境教育事業は、以下のような特徴と目的がある。

・教育事業

本事業は、施設の改修というハード整備のみを目的としたものではなく、地域住民、建築関係技術者、教育関係者が、その検討のプロセスに参加し、改修計画づくりを通して、環境建物の技術や環境に配慮した暮らしを学び、その知識を地域に普及させる。そして、改修された校舎を生かして児童生徒に地域と協力しあって環境教育を行うことを目的とした、地域一体となって取り組む教育事業である。（住民等の参加型の改修計画づくりについての詳細は、「4. 事業実施にあたって地方公共団体に求められる事項」を参照のこと）

・環境の向上、ライフサイクルでのCO₂の削減

本事業で謳うエコ改修とは、既存施設の有効活用という観点から、耐震改修と平行して行うことが望ましく（ただし、耐震性が確保されている（改修済を含む）場合を除く）断熱性の向上等校舎の環境性能を上げることで、CO₂の排出量を増加させることなく、学習環境を良質にすることを重要な目的と位置づけている。また、改築ではなく、既存の躯体を生かし、長く使える校舎へ改修とすることにより、廃棄物削減や建設時のCO₂排出量の削減を目的とするものである。

2. 応募対象者

地方公共団体であって次に掲げる要件をともに満たす者。

- (1) 対象校において、温室効果ガス削減に役立つ改修事業を実施する。
- (2) モデル事業として、環境省その他を通じて情報発信等を行うことで、事業のプロセスや成果について幅広く公開する。
- (3) 「4. 事業実施にあたって地方公共団体に求められる事項」に積極的に取り組む。

3. 事業の効果

- (1) 対象校の気候風土や地域特性をいかした最適な改修・運用を行うことで、環境改善と省エネルギー化の両立が可能であり、CO₂排出量が削減できる。
- (2) 学校の改修計画づくりに建築関係技術者や住民が参加し、地域にとって長く愛される学校として生まれ変わることで、施設を長寿命化しライフサイクルCO₂を削減できる。
- (3) 学校における子供たちへの環境教育の充実をはかることで、地域への環境に配慮した暮らしを普及し、地域全体でのCO₂排出量の削減ができる。

4. 事業実施にあたって地方公共団体に求められる事項

(1) 教育事業として以下の3つを実施すること。

学校エコ改修検討会

公募によって集められた建築関係技術者が環境建築に関する基礎知識や技術を学び、基本構想案の作成を行う。

環境教育検討会

有識者や地域や学校関係者(児童・教師)によって、対象校で行われる環境教育プログラムを検討する。また、それらを実施する体制を整備する。

サポート体制の整備

学校エコ改修検討会、環境教育検討会、学校で行う環境教育をサポートするための専任事務局*を整備する。

*原則、外部に委託(有償)して組織すること。

(2) 改修工事の設計者選定は、地域の技術者が学んだことを実践する場として考え、学校エコ改修検討会に参加した建築士の中からプロポーザルによって選定する。

(3) 改修効果を検証するために、学校の温熱環境、エネルギー使用状況を改修前、改修後に調査し、報告する。

(4) 改修工事によって省エネルギーの効果が得られるように、熱損失係数・日射遮蔽性能など、一定以上の性能を確保する。改修工事費については、原則60,000円/m²以上の規模とする。

5. 申請方法

7. 申請書類に記載のものを、平成18年4月14日(必着)までに、以下の提出先に郵送にて提出する。(提出した際には、別途電話によるご連絡をお願いします。また、教育委員会及び環境部局が、よく相談した上で、ご提出するようお願いします。)

[提出先]

環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

学校エコ改修と環境教育事業 担当

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-3581-3351 内線(6271)

6. 今後の日程

4月14日 応募締切

ヒアリング等の実施

5月上旬 事業採択

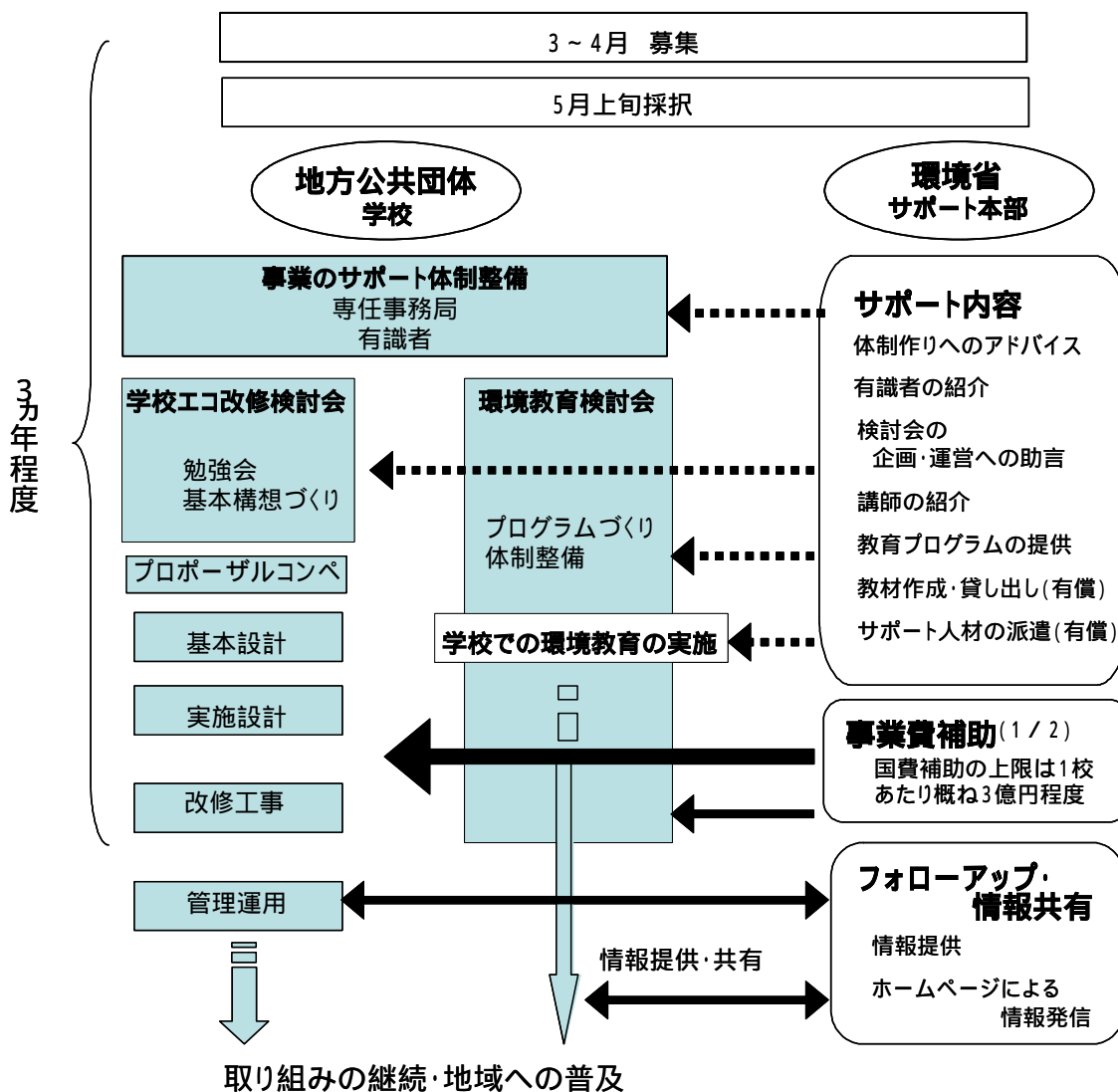
7. 申請書類

- (1) 応募事業の概要(別紙様式)
- (2) 学校全体及び校舎の図面
- (3) 学校周辺の土地利用等を示した地図等
- (4) 校区程度の土地利用等を示した地図等
- (5) その他参考となる資料(校舎の概観のわかる写真、地方公共団体のパンフレット等、学校や行政での特色のある取り組み)

8. モデル校の選定数

事業の内容、気候、立地条件等を勘案して全国で5～8箇所程度

9. 事業の流れ



注1) 国費で支弁されるものは以下のとおり。

事業費の1/2を補助するもの*

- ・改修を目的とした検討(学校エコ改修検討会)
- ・改修に関わる調査(環境調査費、シミュレーション費)
- ・基本設計
- ・実施設計
- ・施工監理
- ・本体工事及び付帯工事、外構工事
- ・地域への環境対策普及事業(環境教育検討会、環境教育)

上記2つの検討会への講師紹介、事業運営へのアドバイス

単年度の最低事業規模1,200万円以上を対象とする。

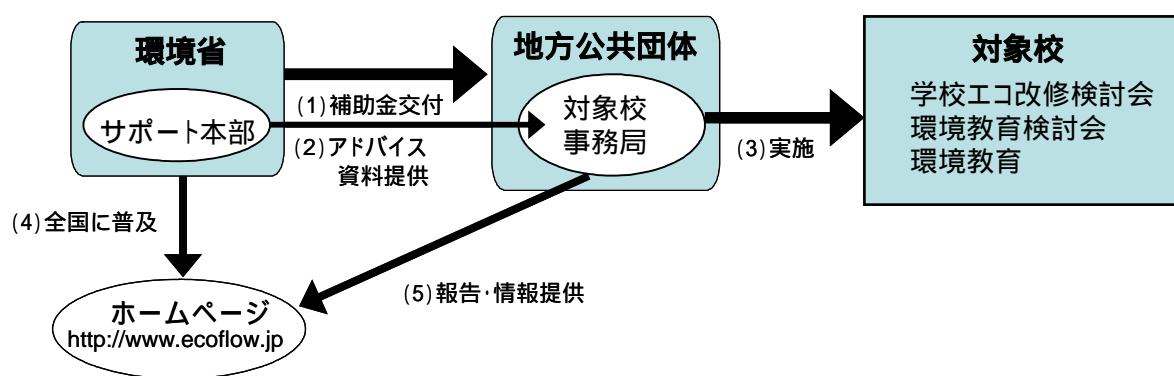
注2) 本事業は、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連携して実施している環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業に認定されている場合は、調査研究、基本設計について文部科学省からの委嘱(エコスクールの整備推進に関する調査研究委嘱)も受けることができます。

また、応募校多数の場合には、エコスクールパイロット・モデル事業認定校が優先的に採択される場合があります。

注3) 本事業実施校は、耐震性が確保されている必要があります。耐震性が確保されていない場合には、原則、併行して耐震改修を行うこととします。

なお、耐震改修について、文部科学省の公立学校施設整備費の補助を併せて受けることもできます。

10. 事業実施体制等



(1) 環境省から地方公共団体には、事業に係る費用(内容は上記注1)に示す項目)の1/2を補助する。

補助交付額 年間600万円以上、補助上限1億円×3年間(最大補助金3億円)

(2) 事業の進め方や改修工事について、アドバイスや資料提供等、技術的支援を行う。

- (3) 地方公共団体は、本事業の質を確保するために、下記の2つの検討会について、それぞれ求められる課題を定められた時間数以上行実施し、改修を目的とした検討と地域への環境対策普及事業を行う。

学校エコ改修検討会

21 時間、全 6 回程度の検討会を行う。内容については別添の資料参照。

環境教育検討会

< 初年度 >

12 時間のワークショップ等を含む検討会によって、対象校で実施する環境教育プログラムを検討する。

学校エコ改修検討会と初年度環境教育検討会の運営費は、実績ベースでは 500 万円～1000 万円程度。

< 次年度 >

全 3 回程度の環境教育サポーター養成を主目的に、有識者・先生・地域住民を対象とした、勉強会を実施する。

< 3 年度 >

事業終了後の体制づくりを主目的とした 1 回～2 回程度の検討会を実施する。

環境教育の実施（2 年度及び 3 年度）

地域への環境対策普及事業の一環として、エコ改修対象校において、環境教育を実施する。具体的には、授業プログラム作成、教材の作成及び購入、ゲスト講師、サポート人材などの手配を行う。

環境教育の実施に伴う費用は実績ベースでは、1 年間に 500 万円（小学校）程度。

- (4) 環境省は、事業の実施状況を随時ホームページ等によって全国に情報発信する。

- (5) 地方公共団体は、実施状況を随時ホームページに報告し、全国に情報提供する。

1 1 . 問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境教育推進室

住所 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03-3581-3351 内線(6271)

fax 03-3580-9568

学校エコ改修と環境教育事業の概要

1. 事業主体

地方公共団体名 _____

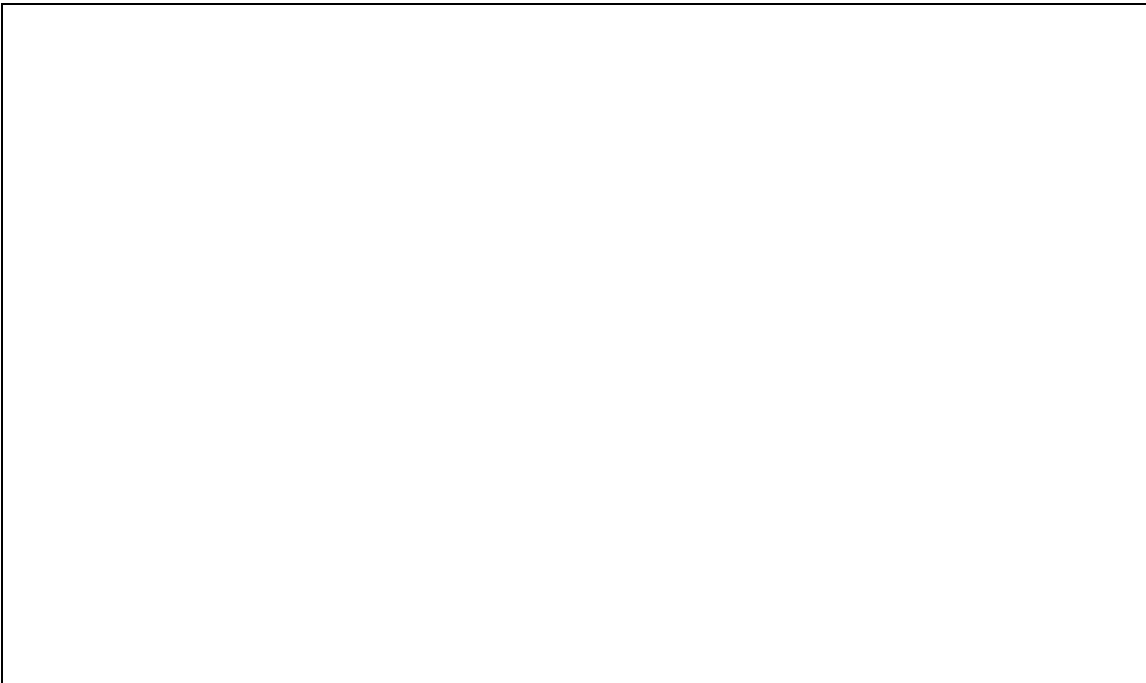
教育委員会担当 課・係	
教育委員会担当 者名	
住所	〒
電話	
F A X	
e-mail	

環境部局担当 課・係	
環境部局担当者 名	
住所	〒
電話	
F A X	
e-mail	

3 . 学校のエコ改修の構想、イメージ（現時点におけるイメージ）



4 . 対象校の教育の特徴（力を入れていること、学校の学習テーマなど）



5 . 学校の教育活動における地域との連携状況

6. エコスクールパイロット・モデル事業 () 申請予定の有無 (有る場合は申請予定事業の概略を記載)

有	無
---	---

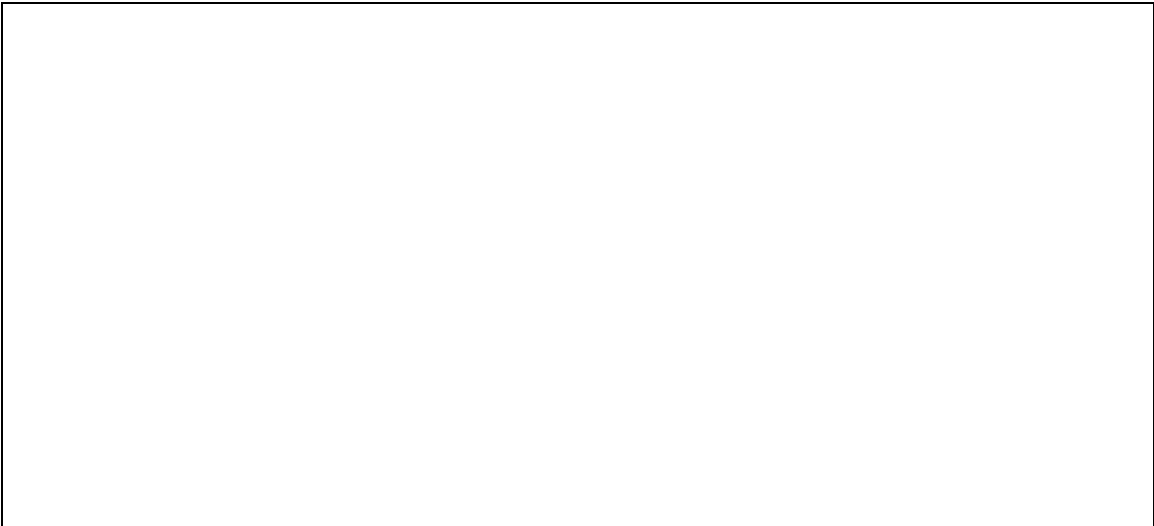
環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備推進に関するパイロット・モデル事業 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省の共同事業)

7. 学校周辺の気象の状況 (気温、風、降水・降雪等)

8. 学校周辺の土地利用環境の特徴 (住宅地、市街地、農業地その他の特徴)



9 . 地方公共団体における環境教育施策



10 . 地方公共団体における地球温暖化対策施策

